

# 木葉小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

「玉東町いじめ防止基本方針」に準じて、いじめ防止等の対策を以下の3点を柱として行う。

- (1) すべての児童が安心して充実した学校生活が送れるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- (2) いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等が十分に理解できるようにすること。
- (3) 玉東町教育委員会及び玉名教育事務所や町内各学校及び各家庭その他の関係機関や関係者との連携の下、いじめの問題を克服すること。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童等と学校の内外を問わず、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットでの行為を含む。）で、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめ防止のための組織の設置

### (1) 校内組織

#### ① いじめ不登校対策委員会

校長・教頭・養護教諭・情報集約担当者・生徒指導担当者・特別支援教育 Co・担任教師で構成し、いじめ不登校の早期発見・早期対応を主な必要に応じて行う。

#### ② 職員会議

全職員で構成し、いじめ不登校の早期発見・早期対応策等についての共通理解を図り、共通実践を徹底する。

#### ③ ケース会議

校長・教頭・情報集約担当者・教育相談担当者・該当児童担任教師及び町民福祉課・保健師・県児童相談所等の関係諸機関担当者から構成し、該当児童の課題解決に向け、必要に応じて行う。

### (2) 町内組織

「玉東町いじめ防止基本方針」に基づき、玉東町教育委員会は『いじめ防止対策審議会』を設置する。審議会構成委員は、教育長・事務局長・学校教育課長補佐・学校教育課担当者・総務課担当者・臨床心理士・社会福祉士・各校長の計10名で構成する。

## 4 いじめ防止等のための対応

いじめ防止、早期発見・早期対応のために、下記のような取組を計画的、組織的に実施する。

### (1) 日常指導の充実

○各学年に応じて、人権尊重の精神を育むための目標を設定し、指導の系統性を図る。

○全教育活動を通して、人権が尊重される人間関係づくり、学習活動づくり、環境づくりを推進する。

### (2) 授業実践（いじめ根絶月間、人権教育月間・旬間に合わせて）

6・7月： 授業実践・・・各学級人権学習授業参観、レポート学習会

12月： 授業実践・・・授業参観、P T A人権教育講演会の実施

2月： 授業実践・・・レポート作成・実践報告書の作成・報告会の実施

### (3) 月間・旬間での取組

6月： いじめ根絶月間の取組 なかよし集会の実施

1 2月 : 人権学習月間の取組 ともだち集会の実施  
2月 : 人権学習旬間の取組

(4) 研修の充実

- 定期的な人権教育研修の中で、「いじめ防止」に関しての研修を重ねる。また、研修内容の充実を図る。
- 各種研修会への積極的な参加し、研修を重ねる。

(5) 教育相談活動

- 4月 : 全家庭を対象に家庭訪問（三者面談）を実施。
- 7月 : アンケート結果を基に、教育相談を全児童を対象に実施。  
希望家庭については、三者面談を実施。
- 11月 : アンケート結果を基に、必要と思われる児童を対象に教育相談を実施。

(6) 子供を見つめる会

全職員で、児童の実態・児童への対応について共通理解を図るために月1回行う。

(7) 「愛の1・2・3運動+1」の実施

(8) 教育指導相談

必要に応じて、関係諸機関との情報交換を行い、指導方法について指導・助言を仰ぐとともに、協力を依頼する。

町内：人権擁護委員（町民福祉課）、民生委員・児童委員（町民福祉課）、区長会（町総務課）、保健師（町保健こども課）

町外：相談機関、県立教育センター、玉名教育事務所 等

5 いじめへの対処

基本的な方針や対応は、「いじめ対応緊急マニュアル」に準じて行う。その際、管理職へ報告・連絡・相談及び全職員での共通理解・共通実践を徹底することを重視し、学校総体としていじめ問題の解消に努める。

6 重大事態への対処

- (1) 「玉東町いじめ防止基本方針」に定める重大事態については、教育委員会を通して、町長に報告するとともに、いじめ不登校対策委員会を中心として、速やかに調査を行う。必要に応じて、適切な専門家と連携する。

○「玉東町いじめ防止基本方針」に定める重大事態例

- ア いじめにより、当該児童の生命心身等に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより、当該児童が、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- (2) 調査結果については教育委員会を通じて町長に報告を行う。

- (3) 調査によって明らかになった事実関係は、いじめを受けた児童や保護者に対して説明する。

- (4) 事態の解消のために、教育委員会及び玉名教育事務所等と連絡を密にし、関連諸機関との連携を図りながら、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を行う。

- (5) 予断のない情報発信、個人のプライバシー保護に十分配慮する。